

山ノ内町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山ノ内町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成29年山ノ内町条例第15号）に基づき、山ノ内町農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱の手續等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員の募集及び担当区域)

第2条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第17条第2項に規定する推進委員が担当する区域は、次のとおりとする。

- (1) 東部地区
- (2) 南部地区
- (3) 西部地区
- (4) 北部地区

(推薦及び募集)

第3条 法第19条第1項の規定により、推進委員として推薦及び募集する方法は、次のとおりとする。

- (1) 町内の農業者又は地区等からの推薦
- (2) 町内の農業者が組織する団体その他の関係団体等からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦及び応募の資格)

第4条 推進委員として推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委嘱時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 原則として町内に住所を有する者
- (2) 町が設置する附属機関等の委員でない者
- (3) 町の職員でない者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 年齢が満20歳以上の者

(推薦の求め及び募集の方法)

第5条 農業委員会会長は、推進委員の推薦を求め、及び募集しようとするときは、推薦及び応募に必要な事項を、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 町広報への掲載
 - (2) 町ホームページへの掲載
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める方法
- 2 推薦の求め及び募集の期間は、28日間以上とする。
- (推薦及び応募の手続)

第6条 第3条第1項第1号に規定する推薦の手続は、農業者又は地区等の代表者が山ノ内町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦調書（推委様式第1号）により推薦するものとする。

- 2 第3条第1項第2号に規定する推薦の手続は、農業者が組織する団体又はその他の関係団体の代表者が山ノ内町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦調書（推委様式第2号）により推薦するものとする。
- 3 第3条第1項第3号に規定する募集の手続は、募集に応募する者が山ノ内町農業委員会の農地利用最適化推進委員応募書（推委様式第3号）により応募するものとする。
- 4 前各項に規定する調書及び申込書は、農業委員会会長が指定する場所及び指定する日までに直接持参又は郵送により提出しなければならない。

(推薦を受けた者及び応募した者の公表)

第7条 農業委員会会長は、推薦又は募集の状況を推薦等期間の中間及び終了後、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第12条に規定する事項のほか、農業委員会会長が必要と認める事項を町のホームページに掲載し公表するものとする。

(候補者の評価)

第8条 農業委員会は、第6条の規定による候補者が、推進委員の定数を超えた場合は、候補者について、第4条に規定する資格の審査及び選考を行うものとする。

(推進委員の委嘱)

第9条 農業委員会会長は、前条の規定による審査及び評価に基づき推進委員を決定し、委嘱するものとする。

(委員の補充)

第10条 農業委員会は、推進委員に欠員が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、補充に努めるものとする。

- 2 推進委員の欠員により補充をされた推進委員の任期は、欠員となった委員の残任期間とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。